様式第１号（第７条関係）

　　　　年　　月　　日

香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者　殿

　　　（申請者）

　　　　　　　（〒　　　-　　　　　）

　　　　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　電話番号

香川県家具類固定サポート制度利用申請書

香川県家具類固定サポート制度実施要綱第７条の規定に基づき、下記に掲げる条件を承認し、家具類転倒防止器具（以下「器具」という。）の取付支援を申請します。

１　申請の内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取付先の家屋所在地  ※住所地と同じ場合は省略可 | 〒　　　－  　香川県　　　　市・郡 | | | | | |
| 家屋の種類 | 持家　・　借家　・　その他（　　　　　　　　　　　　　）  ※持家でない場合は、所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。 | | | | | |
| 取付支援を希望する家具類の種類と台数  **※合計５台まで** | たんす | 台 | 食器棚 | 台 | 本棚 | 台 |
| 冷蔵庫 | 台 | テレビ | 台 | その他（　　 　） | 台 |
| 訪問日の希望（平日/休日、午前/午後）があれば記入してください。 | ※対応可能時間は原則９時～17時です。（夜間、早朝の対応は不可） | | | | | |
| その他要望・質問等があれば記入してください。 |  | | | | | |

２　条　件

(1) 取付をする家具類の周りは、取付しやすいように整理整頓願います。

(2) 家具の移動を行わない範囲で取付支援を行います。

(3) 取り付ける器具は、サポート制度による事前診断を受けた後、取付支援日までに各自で購入してください。

(4) 香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は、申請者の了承を得た上で実施された器具の取付やその過程によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。

(5) 家具類の固定は地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は責任を負いません。

(6) 引越し等による器具の取外しは、各自で行ってください。

(7) 取付先が申請者の持家でない場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。

(8) 借家等において、取り付けた器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。

様式第１号（第７条関係）

**記載例**

　令和３年　○月　○日

香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者　殿

　　　（申請者）

押印は不要です

　　　　　　　（〒○○○ - ○○○○）

　　　　住　　所　 高松市○○町○○－○○

　　　　氏　　名　 香川　太郎

　　　　電話番号　 ○○○‐○○○‐○○○○

香川県家具類固定サポート制度利用申請書

香川県家具類固定サポート制度実施要綱第７条の規定に基づき、下記に掲げる条件を承認し、家具類転倒防止器具（以下「器具」という。）の取付支援を申請します。

１　申請の内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取付先の家屋所在地  ※住所地と同じ場合は省略可 | 〒　　　－  住所地と同じ場合は記載不要です  　香川県　　　　市・郡 | | | | | |
| 家屋の種類 | 持家　・　借家　・　その他（　　　　　　　　　　　　　）  ※持家でない場合は、所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。 | | | | | |
| 取付支援を希望する家具類の種類と台数  **※合計５台まで** | たんす | 台 | 食器棚 | 台 | 本棚 | 台 |
| 冷蔵庫 | 台 | テレビ | 台 | その他（　　 　） | 台 |
| 訪問日の希望（平日/休日、午前/午後）があれば記入してください。 | （例）平日の午後を希望します。  ※対応可能時間は原則９時～17時です。（夜間、早朝の対応は不可） | | | | | |
| その他要望・質問等があれば記入してください。 | （例）電話連絡は、平日の○時頃にお願いします。  ※時間指定がある場合は、平日9:30～15:00の間でお願いします。 | | | | | |

２　条　件

(1) 取付をする家具類の周りは、取付しやすいように整理整頓願います。

(2) 家具の移動を行わない範囲で取付支援を行います。

(3) 取り付ける器具は、サポート制度による事前診断を受けた後、取付支援日までに各自で購入してください。

(4) 香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は、申請者の了承を得た上で実施された器具の取付やその過程によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。

(5) 家具類の固定は地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は責任を負いません。

(6) 引越し等による器具の取外しは、各自で行ってください。

(7) 取付先が申請者の持家でない場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得たことがわかる書類を添付してください。

(8) 借家等において、取り付けた器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。